政令第九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十三条中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第九十九号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の三第一項、第九十条第一項第一号及び第三号、第九十条の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第九十条の三第一項第一号、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第六十六条第二項並びに旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第九条並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二条第一項、第十条第一項、第十五条第一項及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項中「三百六十万四千円」を「三百七十万四千円」に改め、同条第二項中「四百六十二万千円」を「四百七十二万千円」に改める。

第六条の七中「二十二万円」を「三十二万円」に改める。

第六条の八中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第六条の八の二中「七十八万円」を「八十八万円」に改める。

第六条の九中「百十八万円」を「百二十八万円」に改める。

第六条の九の二中「百五十八万円」を「百六十八万円」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第五条の四第二項の項中「六百二十八万七千円」を「六百三十八万七千円」に、「六、五三六、〇〇〇円」を「六、六三六、〇〇〇円」に改め、同表第六条の四第一項の項中「百五十九万五千円」を「百六十九万五千円」に改め、同表第六条の四第二項の項中「三百四十万千円」を「三百五十万千円」に、「三、六五〇、〇〇〇円」を「三、七五〇、〇〇〇円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三百六十万四千円」を「三百七十万四千円」に改め、同条第二項中「四百六十二万千円」を「四百七十二万千円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七十七万九千九百円」を「七十八万千二百円」に改める。

第六条中「八十七万九千九百円」を「八十八万千二百円」に改める。

第八条中「四百六十二万千円」を「四百七十二万千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国民年金法施行令第六条の七及び第六条の八から第六条の九の二までの改正規定並びに次条第二項の規定　令和三年四月一日

二　第二条及び附則第三条の規定　令和三年八月一日

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行令（以下この条において「新国民年金法施行令」という。）第五条の四の規定は、令和三年十月以後の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金について適用する。

2　新国民年金法施行令第六条の七及び第六条の八から第六条の九の二までの規定は、令和三年における国民年金法第九十条第一項第一号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の月分の同法第八十七条第一項に規定する保険料について適用する。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第一項の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六条の四の規定は、令和三年八月以後の月分の旧国民年金法第七十九条の二の規定による老齢福祉年金について適用する。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第二条の規定は、令和三年十月以後の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給について適用する。